

オンデマンド品種情報提供事業評価実施要領

26農会第457号
平成26年7月23日
農林水産技術会議事務局長通知

第1 趣旨

オンデマンド品種情報提供事業（連携推進・評価試験対応型）（以下「本事業」という。）の進捗管理を行い、効率的で効果的な事業を行うため、農林水産省における研究開発評価に関する指針（平成23年1月27日農林水産技術会議決定。以下「研究開発評価指針」という。）に基づき、本要領により事業の評価（以下「評価」という。）を行うものとする。

第2 評価の実施

- 1 評価は、年次評価と事後評価に分けて実施するものとする。
- 2 年次評価は毎年度書面により実施するものとする。
- 3 事後評価は、事業が終了する年度の適切な時期に実施するものとする。

第3 評価委員会

- 1 評価は、オンデマンド品種情報提供事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置して実施するものとする。
- 2 評価委員会は、農林水産技術会議事務局（以下、「事務局」という。）研究推進課長及び育種研究や実需者等の品種に対するニーズに知見を有する外部の専門家や有識者であって、ア及びイの要件を満たす者4名～6名をもって構成するものとする。
 - ア 公正な立場から評価を行うことができる者
 - イ その氏名、所属及びその者が行う評価結果の内容を公表することについてあらかじめ同意している者
- 3 評価委員の再任は妨げない。
- 4 評価委員会は非公開とするが、評価委員会の議事概要は、知的財産権に十分配慮した上で、ホームページ等において公開する。
- 5 事務局長は、評価委員に対し、評価に要する経費を支払うことができる。
- 6 評価委員会の事務は、事務局の研究推進課において処理する。

第4 年次評価に係る評価委員会

- 1 評価委員会は、以下の①から④までの事項について、委託事業の受託者（以下、「受託者」とする。）から毎年度2月末日までに報告を受けるものとする。
 - ① 当該年度の事業実施計画についての報告
「オンデマンド品種情報提供事業（連携推進・評価試験対応型）実施要領（平成26年6月11日付け26農会第235号農林水産技術会議事務局長通知）」（以下、「実施要領」という。）の「（別記様式第1号）オンデマンド品種情報提供事業（連携推進・評価試験対応型）計画書」（以下「計画書」という。）により報告。
 - ② 当該年度の事業実施状況についての報告
実施要領「（別記報告様式）オンデマンド品種情報提供事業実績報告書」（以下「報告書」という。）により報告。
 - ③ 次年度以降の事業実施計画（案）についての報告
計画書により報告（委託事業の事業実施期間の最終年度を除く。）

④ 種苗法による種苗登録出願した場合の報告

本委託事業により育成された品種について、種苗法（平成十年法律第八十三号）第5条（以下「種苗法」とする。）に基づく品種登録出願を行った場合は、「(様式1) オンデマンド品種情報提供事業により品種登録出願された品種についての報告書」により報告。

2 評価委員会は、1の報告を踏まえ、当該年度の事業実施状況について評価を行う。評価項目及び評価基準は、別表1に定めるとおりとする。

3 評価委員会は、2の評価において、B又はCの評価を行った項目がある場合には、具体的な改善方針について助言等を行う。

第5 事後評価に係る評価委員会

1 農林水産技術会議事務局長（以下、「事務局長」という。）は、評価委員会開催の7日前までに評価委員の委嘱を行う。

2 評価委員会に座長を置くこととし、評価委員の互選により決定する。

3 評価委員会の事務を担当する者は、評価委員会に出席できる。

4 評価委員会は、過半数以上の評価委員の出席がなければ議事を行うことができない。

5 評価委員会は、以下の①及び②の事項について、受託者から事業終了年度の2月末日までに報告を受けるものとする。

① 当該年度の事業実施状況についての報告

「報告書」により報告。

② 種苗法による種苗登録出願をした場合の報告

本委託事業により育成された品種について、種苗法に基づく品種登録出願を行った場合は、「(様式1) オンデマンド品種情報提供事業により品種登録出願された品種についての報告書」により報告（この場合、第4条の1の④により既に報告したものは除く。）

6 評価委員会は、終了年度の事業実施状況について、委託事業の受託者から報告書により報告を受ける。この際、座長は必要に応じて、事務局の事業担当者等から補足説明を求めることができる。

なお、報告書については、あらかじめ事務局長に提出するものとする。

7 評価委員会は、6の報告を踏まえ、当該年度の事業実施状況について評価を行う。評価項目及び評価基準は、別表2に定めるとおりとする。

8 評価委員会は、7の評価において、B又はCの評価を行った項目がある場合には、具体的な改善方針について助言等を行う。

第6 評価結果の反映

1 座長は、年次評価及び事後評価の結果及び助言等の内容について、様式2により事務局長に報告するものとする。

2 事務局長は、評価委員会の年次評価において改善すべきとの意見があった場合、次年度以降の事業実施に際し、研究計画の見直し又は中止、研究推進体制の見直し、投入される予算の規模又は配分の見直し等の所要の改善を図るものとする。

3 事務局長は、評価委員会の事後評価において、評価委員会の意見、助言等を踏まえ、本事業の総括を行うものとする。

第7 評価結果等の公表

事務局長は、第6の評価結果について、個人情報や企業秘密の保護、知的財産権等に配慮した上、農林水産省のホームページ等において公表するものとする。

別表1（年次評価）

評価の観点	評価項目		評価基準
有効性	目標達成度、達成可能性	<p>評価時点までの目標達成度及び事業実施期間内における目標達成の可能性について評価する。</p> <p>a. 情報の集約・一元化 b. 情報提供 c. マッチングの推進 d. 事業化の見込み</p>	<p>A : 高い B : やや高い C : やや低い D : 低い</p> <p>の4段階で評価を行う。</p>
	事業成果の経済性・普及性、発展の可能性	<p>評価時点までの事業成果を勘案して評価する。</p> <p>a. 経済性 b. 波及性 c. 事業化の可能性、その他の発展可能性</p>	<p>A : 高い B : やや高い C : やや低い D : 低い</p> <p>の4段階で評価を行う。</p>
効率性	事業推進体制の妥当性	<p>以下の観点について、評価時点までと今後の事業計画の効率性についての評価する。</p> <p>a. 事業実施項目の妥当性 b. 事業実施スケジュールの妥当性 c. 事業実施方法の妥当性</p>	<p>A : 妥当 B : 概ね妥当 C : あまり妥当でない D : 妥当でない</p> <p>の4段階で評価を行う。</p>
	事業実施体制の妥当性	<p>以下の観点について、評価時点までと今後の事業計画の効率性についての評価する。</p> <p>a. 事業コスト及び費用対効果 b. 人員の配分 c. 事業実施方法 d. 役割分担 f. 責任体制</p>	<p>A : 妥当 B : 概ね妥当 C : あまり妥当でない D : 妥当でない</p> <p>の4段階で評価を行う。</p>
総合評価		<p>上記の評価項目に関する評価結果を基に、総合的に評価する。</p> <p>A : 事業は予想以上の効果を上げている。 B : 事業は概ね目的を達成している。 C : 事業の目的の達成がやや不十分である。 D : 事業の目的の達成は不十分である。</p> <p>の4段階で評価を行う。</p>	

評価の観点	評価項目	コメント
有効性	目標達成度 達成可能性	
	事業成果の経済性 ・普及性、発展の可能性	
効率性	事業推進体制の妥当性	
	事業実施体制の妥当性	
総合評価		

別表2（事後評価）

評価の観点	評価項目		評価基準
有効性	目標達成度 達成可能性	<p>評価時点までの目標達成度について評価する。</p> <p>a. 情報の集約・一元化 b. 情報提供 c. マッチングの推進 d. 事業化の見込み</p>	<p>A : 高い B : やや高い C : やや低い D : 低い</p> <p>の4段階で評価を行う。</p>
	事業成果の経済性 ・普及性、発展の可能性	<p>評価時点までの事業成果を勘案して評価する。</p> <p>a. 経済性 b. 波及性 c. 事業化の可能性、その他の発展可能性</p>	<p>A : 高い B : やや高い C : やや低い D : 低い</p> <p>の4段階で評価を行う。</p>
効率性	事業推進体制の妥当性	<p>以下の観点について、事業計画の効率性についての評価する。</p> <p>a. 事業実施項目の妥当性 b. 事業実施スケジュールの妥当性 c. 事業実施方法の妥当性</p>	<p>A : 妥当 B : 概ね妥当 C : あまり妥当でない D : 妥当でない</p> <p>の4段階で評価を行う。</p>
	事業実施体制の妥当性	<p>以下の観点について、事業計画の効率性についての評価する。</p> <p>a. 事業コスト及び費用対効果 b. 人員の配分 c. 事業実施方法 d. 役割分担 f. 責任体制</p>	<p>A : 妥当 B : 概ね妥当 C : あまり妥当でない D : 妥当でない</p> <p>の4段階で評価を行う。</p>
総合評価		<p>上記の評価項目に関する評価結果を基に、総合的に評価する。</p> <p>A : 事業は予想以上の効果を上げている。 B : 事業は概ね目的を達成している。 C : 事業の目的の達成がやや不十分である。 D : 事業の目的の達成は不十分である。</p> <p>の4段階で評価を行う。</p>	

評価の観点	評価項目	コメント
有効性	目標達成度 達成可能性	
	事業成果の経済性 ・普及性、発展の可能性	
効率性	事業推進体制の妥当性	
	事業実施体制の妥当性	
総合評価		

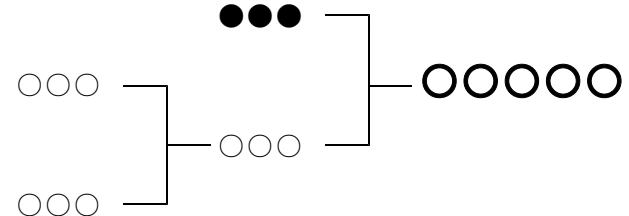
オンデマンド品種情報提供事業により品種登録出願された品種についての報告書

水稻「〇〇〇〇〇」

1. 育成機関

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
〇〇〇研究所●●●領域

系譜図



2. 来歴

育成期間：平成●年～△年 (◇年間)

交配親：●●●号×〇〇〇号

旧系統名：〇〇号

3. 主要特性

- ・(注1：セールスポイントを箇条書きにする)
- ・(注2：生食用以外の用途がある時場合には記入する)
- ・(注3：品種登録出願等により名称を付与した場合には品種名称の由来を記入する)

4. 特性概要

(1) 生育特性

- ・(注：収量性、障害抵抗性も含めて箇条書きで記入する)
- ・

(2) 品質特性

- ・
- ・(注：箇条書きにする)
- ・

5. 栽培適地及び普及見込み先

適地：〇〇〇地域

普及見込み：△△県で奨励品種に採用（又は、許諾件数〇〇件）

(普及見込み面積 〇,〇〇〇 ha)

*普及見込み面積は種苗の生産計画等に基づき記入してください。

6. 品種登録出願状況

平成●年〇月〇日 出願

平成△年▲月□日 出願公表

表 1 生育特性

(試験地及び年次)

品種名又は
系統名

表 2 品質特性

(試験地及び年次)

品種名又は
系統名

*原則として、左部の特性概要に記入した内容については、右部表中に根拠となるデータを入れて下さい。

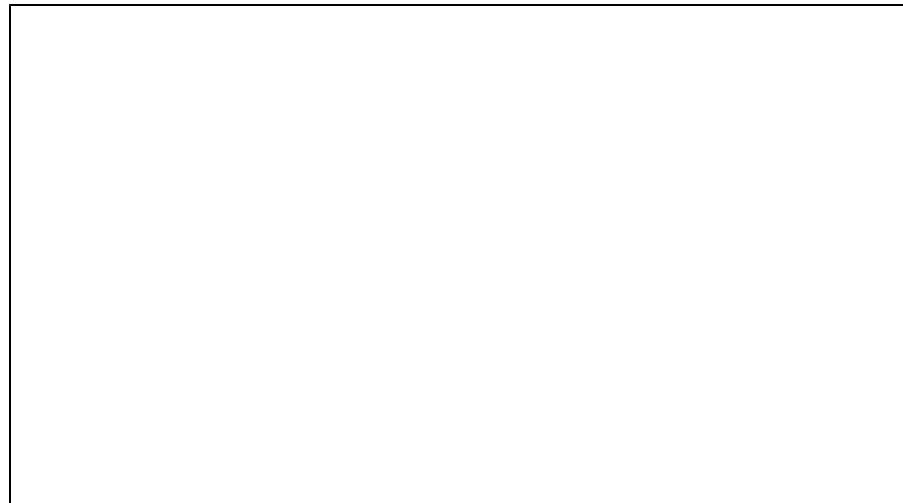
2枚目：写真（作成例）

草姿



(左：「 」、右：「 」)

穀及び玄米



(左：「 」、右：「 」)

参考として以下の事項について、該当するものを添付する。

- (1) 来歴および系統図（交配年次、両親名、育成（導入）機関の変遷、系統番号、系統名の附号年次、その他必要な育成（導入）経過を記載すること。）
- (2) 特性の概要
- (3) 試験成績
- (4) 新品種の用途、適応地域、普及見込面積、置き換わるべき品種名、奨励品種としての採用予定の都道府県名等
- (5) 栽培上の注意事項
- (6) 育成（導入）担当者（数年次にわたる場合は、年次別、世代別の担当者を記載すること。）
- (7) 写真

申 請 系 統 の 普 及 計 画 等 一 覧

作物名	品種名	奨励品種等採用都道府県	普及予定先・面積	実施許諾（予定）先	種苗生産予定面積(数量)	育成機関名

注：参考として、都道府県等が奨励品種等決定にあたって作成した、品種の特性や普及計画等がわかる資料又は、許諾先が作成した普及計画等の概要を添付（様式自由）